

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東かがわ市長 上村 一郎

市町村名 (市町村コード)	東かがわ市 (37207)	
地域名 (地域内農業集落名)	中山・三殿・町田・松崎・落合・大谷・小磯 (北山、中山、三殿、町田西、町田喜定、町田東、町田南谷、松崎、落合、大谷南、大谷北、小磯、番屋)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月20日 (第7回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山・三殿・町田・松崎・落合・大谷・小磯地区では、進入路が狭く、大型の農機具が使用できない農地が比較的多い。条件の悪い山間部の農地では、イノシシ被害があるが、中山間地域等直接支払制度により、農地の維持管理を行っている。地域全体では、今後の農地を管理する担い手の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

耕作者数の減少・耕作者の高齢化による耕作放棄地化に対応するため、新たな担い手を確保し、地域ぐるみで耕作しやすい環境作りを行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	254.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	254.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地については、農業上の利用が行われることを基本としつつ、山間部の条件の悪い農地については、保全管理を行う。以下の農地における営農型太陽光発電事業の実施について、協議の場において、地域計画の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。

東かがわ市落合376番地 1,030.00㎡のうち 0.56㎡

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作者の経営意向に配慮しつつ、集積・集約化を行い、団地面積の拡大を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農用地の集積・集約化に向けた貸借を行うために、農業委員会と農地中間管理機構で連携して、農地の幹旋を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
北山、中山、三殿、町田東、松崎、落合、大谷南、大谷北地区で実施済み、実施予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者等の相談者がいた場合には、農業改良普及センターや土地改良区、農業協同組合等の関係機関と連携し、安定した経営までのサポートを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
管理が難しい場合には、利用を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩座談会での協議の結果、落合地区では、公表用の地域計画目標地図とは別に、農地中間管理機構による幹旋の参考資料用の地図も作成した。